

2015年1月30日

ワイズメンズクラブ国際協会
西日本区 クラブ会長 各位

奈良傳賞資格審査委員会委員長
西日本区理事 松本 武彦

奈良傳賞推薦のお願い

平素からのワイズ運動へのご奉仕に心より感謝申し上げます。

さて標題の通り、今年度の奈良傳賞受賞者審査に際しまして、同賞に相応しいワイズメンを貴クラブよりご推薦をいただきたく、ここにご案内とお願いを申し上げます。

推薦に関しましては、下記の要領をご覧いただきご考慮の上、ご推薦をお願い致します。

記

1. 被推薦者の資格は、「西日本区奈良傳賞資格審査委員会規則」によります。
必ずお読み下さいますようお願いいたします。(ロースターP. 31 添付)
2. 所定用紙に次の事項を正しくご記入いただき、推薦書としてください。
(別紙にて参考書式を添付致します。)
 - *被推薦者の氏名、生年月日、住所、所属クラブ、メネット名
 - *被推薦者のワイズ歴および YMCA 歴
 - *推薦理由(ワイズメンズクラブおよび YMCA でのお働きやご功績、その他参考資料)
 - *その他(クラブ会長以外に推薦者がいらっしゃる時は付記ください。
例えば YMCA 総主事など。)
3. 提出先
〒545-0021 大阪市阿倍野区阪南町1丁目25番6号
松本特許事務所
奈良傳賞資格審査委員会 委員長 松本 武彦
e-mail:take@matt.jp Fax:06-6622-8523
4. 提出期限(期限厳守!)
2015年2月28日(土)郵送にて、期限までに必着するようにお送りください。
(郵送の前に、e-mail 又は、Fax にてのご連絡も宜しくお願い致します)

*ご注意

奈良傳賞は、「永年にわたり多くのワイズメンより敬愛され、かつワイズメンの鑑とみなされる有為の人材」を表彰し、日本ワイズの創始者奈良傳の名を後世に残すものです。「受賞者は1名を原則とし、必ずしも毎年受賞者を決めるとは限らない」とあります。推薦については、**被推薦者を含めご他言なさらないようお願い申し上げます**。資格審査委員会にて十分な審議を行います。

奈良^{つたえ} 傳賞資格審査委員会規則

(名称)

第 1 条 本委員会は、奈良 傳賞資格審査委員会と称する。

(意義)

第 2 条 日本のワイズメンズクラブ創始者である奈良 傳の偉業を記念して、永年にわたり多くのワイズメンより敬愛され、かつワイズメンの鑑とみなされる有為の人材を表彰し、創始者の名を後世に残すものである。

(目的)

第 3 条 前条の意義に沿った人材として、各部、各クラブより推薦された人材の資格を審査のうえ決定する。記念として該当者の働きを記した記念品を贈呈する。

(位置)

第 4 条 本委員会は、定款施行細則第 11 条第 1 項に基づき常置委員会として設けられる。

(構成)

第 5 条 本委員会は、理事および日本区または西日本区理事経験者 6 名の委員で構成され、理事が委員長となる。

(任期)

第 6 条 理事を除く委員の任期は 1 年とする。ただし、連続して 6 期までの再任を妨げない。なお特別の事情のあるときは、連続 6 期を超える再任を妨げない。

2. 期中で選任される委員の任期は、選任当該年度末までとする。

(受賞者の資格)

第 7 条 会員で、ワイズメンズクラブおよび YMCA での働きが顕著であり、ワイズメンズクラブの会員歴が 30 年以上、満 70 歳以上の者。表彰は毎年 1 名を原則とする。ただし、毎年受賞者を決めるとは限らない。

2. 前項に準ずる会員で資格審査委員会が有資格者と認めた会員

(受賞者の発表)

第 8 条 前条の有資格者より該当と思われる会員を毎年 4 月末日までに資格審査委員会が決定し、西日本区大会において表彰する。

2. 受賞者ならびに配偶者を西日本区大会に招待し、登録費は西日本区が負担する。

(付則)

第 9 条 この規則に定めのない事項は本委員会において協議され、理事の承認を得るものとする。

2. この規則は、区役員会の承認を経ることにより改正することができる。

2001年4月8日	改正	2001年7月1日	施行	2003年6月14日	改正	2003年7月1日	施行
2004年4月4日	改正	2004年4月5日	施行	2005年11月28日	改正	2005年11月28日	施行
2009年4月5日	改正	2009年4月6日	施行	2014年6月14日	改正	2014年7月1日	施行